



(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

《お問合せ・ご意見窓口》

電気	契約している電力会社	電話	加入している電話会社
インターネット	契約している業者	新聞	契約している新聞店
都市ガス	山口合同ガス	携帯電話	加入している電話会社
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社	郵便物の転送	最寄りの郵便局
ケーブルテレビ	契約している業者	運転免許証	※新住所を確認できる公的書類等が必要となるため、新住所に転入後、お手続きください。
NHK	NHK		

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
 また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421)又は☎0833-72-1422までお寄せください。

「光市行政手続きガイド 転出するとき」

【記号の説明】

- : 持ち物のうち必ず必要なもの ▲: 該当する場合のみ、必要となるもの
- 注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

転出するときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

- 住民票・印鑑登録
- 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

- 後期高齢者医療

75歳以上および65歳から74歳の一定の障害のある被保険者が対象です。

2ページ

- 国民年金

厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

- 介護保険
- 福祉・教育

3ページ

- 福祉
- 税金
- ごみ
- 水道・下水道
- その他

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1 転出届 転出(予定)日の前後14日以内にお手続きください。 ※転校手続きは10番をご覧ください。 ◎住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちの方へ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードの交付を受けている方へは、『転出証明書』は交付しません。転出先の市区町村にマイナンバーカードを持参してお手続きください。(お手続きの際はマイナンバーカードに設定している暗証番号の入力が必要です) ◎外国人住民の方へ 日本人住民の方と同様の手続きとなります。国外に転出(出国)する場合も手続きが必要です。	●届出人の身分を証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の保険証など) ※『転出証明書』を交付しますので、転入先の市区町村でお手続きください。 ※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要になることがあります。詳しくはお問合せください。	本庁1階 窓口 ① ⊕ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
2 印鑑登録証の返納	●印鑑登録証(カード)	本庁1階 窓口 ① ⊕ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1421 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
3 国民健康保険 ※修学のため、お様が転出する場合は、手続き前にお問合せください。	●保険証(国民健康保険被保険者証) ●世帯主及び対象者のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ▲限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証	本庁1階 窓口 ② ⊕ 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
4 後期高齢者医療制度 山口県内の市町に転出するときの手続きは不要です。	(県外の市区町村に転出する場合) ●保険証(後期高齢者医療被保険者証) ▲限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証 *『負担区分証明書』を交付しますので、転入先の市区町村でお手続きください。	本庁1階 窓口 ③ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 転出時(国内の場合)の手続きはありません。	* 転入先の市区町村で手続きを行ってください。 * 海外に転出する場合は、手続き前にお問合せください。	本庁1階 窓口 ③ 市民課 年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428
6 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいぱーく光 窓口 ③ 高齢者支援課 高齢福祉係 ☎0833-74-3012
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	● 保険証(介護保険被保険者証) ▲ 各認定証 ※認定を受けている方又は総合事業対象者(負担割合証/負担限度額認定証/社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 など) * 介護認定を受けている方は、転入先の市区町村で転入日から14日以内にお手続きください。	あいぱーく光 窓口 ④ 高齢者支援課 介護保険係 ☎0833-74-3003 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
8 障害福祉サービス等の各受給者証の返還など	▲ 各受給者証 ※交付されている方 (障害福祉サービス/ 障害児通所支援/ 地域生活支援事業/ 自立支援医療/ 重度心身障害者医療費助成制度)	あいぱーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
9 身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳の申請・住所変更など	* 転出時の手続きはありません。 * 転入先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 窓口 ② 福祉総務課 障害福祉係 ☎0833-74-3001
10 転校手続き(公立小中学校)	● 各小中学校で『在学証明書』『教科書給与証明書』を交付しますので、転入先の市区町村でお手続きください。	(手続きについての問合せ先) 教育委員会 学校教育課 ☎0833-74-3602
11 母子健康手帳 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種に必要な書類(妊産婦健診票/乳幼児健診票/予防接種予診票)について	* 母子健康手帳は、転出されても引き続きご利用ください。 * 転出時の手続きはありません。 * 転入先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 窓口 ⑨ 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
12 児童手当の手続き	* 光市での手続きの後、『転出される児童手当等受給者の方へ(案内文)』をお渡ししますので、転入先の市区町村でもお手続きください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
13 保育所等の手続き	▲ 口座番号がわかるもの	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 保育係 ☎0833-74-3005
14 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度・受給者証の返還	▲ 各受給者証 ※交付されている方 * 転入先の市区町村で手続きが必要です。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
15 児童扶養手当の手続き	▲ 児童扶養手当証書 ※交付されている方 * 『児童扶養手当証書』の写しを交付します(全部支給停止者を除く)ので、転入先の市区町村でお手続きください。	あいぱーく光 窓口 ⑧ 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
16 市税(市県民税・固定資産税等)の納税管理人の申告 ※海外に転出される場合に申告が必要です。	● 届出人の身分を証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	本庁1階 窓口 ⑤ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439
17 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート返納の手続き	● 車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ● ナンバープレート	本庁1階 窓口 ⑤ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1439 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211
18 ごみの処理(引越し時)	* 多量のごみが出る場合は、直接処理場に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。 * 詳しくはお問合せください。	環境事業課 ※本庁舎北側別棟 ☎0833-72-1470 ☎0833-72-1471
19 犬の住所変更手続き	* 転出時の手続きはありません。 * 転入先の市区町村に光市の鑑札を提出し、新たな鑑札の交付を受けてください。 ▲ 動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の変更登録(飼い主がオンライン等で行います)	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
20 水道の利用者変更や使用中止	* 電話でご連絡ください。 * 使用中止の申し込みは水道局ホームページからも手続き可能です。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
21 下水道の利用者や人数の変更、使用中止	<水道水で下水道を使用されている方> * 20の手続きにより、下水道の手続きも完了となります。 * ただし、建物を解体される場合は、下水道課での手続きが必要です。 <井戸水で下水道を使用されている方> * 手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	本庁1階 窓口 ⑫ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
22 市営墓地利用者住所の変更届 (西部墓園、大和あじさい苑) ※転出先における転入手続き後	● 転入先で発行された本籍地記載の住民票 ● 墓地の使用許可証	本庁1階 窓口 ⑪ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1466
23 市営住宅の家族異動届	● 世帯全員の住民票 ※退去の手続きが必要な場合があります。	本庁2階 建築住宅課 住宅係 ☎0833-72-1566
24 在外選挙人名簿への登録移転申請 ※選挙人名簿に登録された方が国外に転出する場合の在外選挙人名簿への出国時申請	(国外に転出する方が対象) ● 旅券等本人確認書類 * 代理の方が手続きする場合は、申請者からの申出書等が必要です。	本庁3階 選挙管理委員会事務局 ☎0833-72-1597